

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第88号

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則

香川県産業交流センター規則（平成6年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第7条、第8条関係）				別表（第7条、第8条関係）			
1～4 略				1～4 略			
5 附属設備及び器具の使用料				5 附属設備及び器具の使用料			
区	分	単 位 (1日につき)	使用料の額	区	分	単 位 (1日につき)	使用料の額
略				略			
	<u>ベルトパーテーション</u>		略		<u>パーテーションロープ（スタンド付）</u>		略
略				略			
	高所作業台		略		高所作業台		略
	ホワイトボード		略		<u>電子黒板</u>	<u>1台</u>	<u>1,040円</u>
略				略	ホワイトボード		略
	ハイビジョン設備（小展示場）		略		略		
	ビデオプロジェクター設備（大会議室）		略		ハイビジョン設備（小展示場）		略
略					<u>ハイビジョン用カメラ（小展示場）</u>	<u>1台</u>	<u>5,320円</u>
	液晶モニター（特別会議室）		略		ビデオプロジェクター設備（大会議室）		略
	マイクロホン付演台		略		略		
略					液晶モニター（特別会議室）		略
					<u>オーバーヘッドプロジェクター</u>	<u>1台</u>	<u>1,910円</u>
					<u>スライド映写機</u>	<u>1台</u>	<u>1,910円</u>
					マイクロホン付演台		略
					略		

第1号様式（第5条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略														
ベルトパーテーション	略													
略														
高所作業台	略													
ホワイトボード	略													
略														
ハイビジョン設備（小展示場）	略													
ビデオプロジェクター設備（大会議場）	略													
ビデオプロジェクター設備（中会議場）	略													
液晶モニター（特別会議室）	台													
マイクロホン付演台	略													
略														

第1号様式（第5条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略														
パーテーションロープ（スタンド付）	略													
略														
高所作業台	略													
電子黒板	台													
ホワイトボード	略													
略														
ハイビジョン設備（小展示場）	略													
ハイビジョン用カメラ（小展示場）	台													
ビデオプロジェクター設備（大会議場）	略													
ビデオプロジェクター設備（中会議場）	略													
オーバーヘッドプロジェクター	台													
スライド映写機	台													
マイクロホン付演台	略													
略														

第2号様式（第6条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略														
ベルトパーテーション	略													
略														
高所作業台	略													
ホワイトボード	略													
略														
ハイビジョン設備（小展示場）	略													
ビデオプロジェクター設備（大会議場）	略													
ビデオプロジェクター設備（中会議場）	略													
液晶モニター（特別会議室）	台													
マイクロホン付演台	略													
略														

第2号様式（第6条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略														
パーテーションロープ（スタンド付）	略													
略														
高所作業台	略													
電子黒板	台													
ホワイトボード	略													
略														
ハイビジョン設備（小展示場）	略													
ハイビジョン用カメラ（小展示場）	台													
ビデオプロジェクター設備（大会議場）	略													
ビデオプロジェクター設備（中会議場）	略													
オーバーヘッドプロジェクター	台													
スライド映写機	台													
マイクロホン付演台	略													
略														

附 則

この規則は、公布の日から施行する。